最終更新日：2015年6月25日
株式会社ユアテック
取締役社長　佐竹　勤
問合せ先：総務部 電話：022－296－2111（代表）
証券コード：1934
http://www.yurtec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、人と社会の資産形成に貢献する総合設備エンジニアリング企業として、社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において社会倫理に適合した行動をとることが健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、的確かつ迅速な業務執行を行うとともに法令遵守を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東北電力株式会社	37,915,066	46.67
ユアテック従業員持株会	6,838,094	8.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,397,000	5.41
日本生命保険相互会社	1,381,470	1.70
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,128,000	1.38
株式会社七十七銀行	942,000	1.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	939,000	1.15
明治安田生命保険相互会社	459,223	0.56
資産管理サービス信託銀行株式会社	406,000	0.49
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	341,593	0.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	東北電力株式会社 （上場：東京）（コード） 9506

補足説明 更新

当社は、東北6県ならびに新潟県への電気供給を主たる事業としております東北電力株式会社を中心とする企業グループに属しております。
同社は、平成27年3月31日現在、当社の総株主の議決権数の48.6%を所有（直接所有48.1%、間接所有0.5%）しており、同時に配電工事など電力工事の大口受注先として密接な取引関係があり、当社は支配力基準における同社の連結子会社にあたります。
同社企業グループの中で、当社は配電線および送電線工事等を受注し、安全かつ高品質な施工に努め、電力安定供給の一端を担っております。平成27年3月期における当社の同社への売上高は818億2千7百万円で、当社の総売上高に占める割合は39.8%であります。
役員の兼務状況については、当社取締役11名のうち同社取締役1名が当社取締役を、当社監査役5名のうち同社取締役1名、および同社の子会社である東日本興業株式会社の取締役1名が当社監査役を兼務しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である東北電力株式会社との取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定するなど、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である東北電力株式会社への売上比率は高いものの、取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。また、一般市場における受注拡大に注力することによって、自ら経営責任の持てる自立性のある事業活動を推進しております。

当社は、同社企業グループにおいて設備工事業を営む企業として、電力安定供給体制の構築に引き続き貢献していくとともに、同社との連携を強化し電気事業の価格競争力向上等に貢献していく方針であります。また、同社企業グループ外との取引拡大により、同社企業グループからの独立性を高めるとともに、同社企業グループの収益拡大、さらには企業価値の向上に貢献していく所存であります。

これらの活動にあたって、親会社から事業上の制約はなく、当社は独自に事業活動を行っております。また、親会社兼任取締役および監査役の就任状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性は確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本　光弘	他の会社の出身者											
三井　精一	他の会社の出身者								△	△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　光弘		―――	親会社東北電力株式会社の取締役副社長の地位にあり、親会社の経営視点から当社経営の適正な運営に資する助言や指導を得ることにより、経営体制のさらなる強化、充実をはかるため、当社から就任を依頼しております。
		株式会社振興相互銀行（現　株式会社仙台銀行）昭和41年入行 平成13年6月28日より同行取締役頭取 平成22年6月25日より当社社外監査役 平成24年10月1日より株式会社じもとホールディングス取締役会長（平成25年6月25日退任） 平成25年6月25日より株式会社仙台銀行取締役会長	

三井　精一	○	平成26年6月24日より同行相談役現在に至る 　なお、三井氏におかれましては、株式会社仙台銀行の相談役を兼務しており、同行は当社の取引先でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断していることから、取引の概要の記載を省略いたします。 　また、当社の相談役である熊谷満が、平成22年6月から同行の社外取締役に就任しており、また、平成24年10月から同行の親会社である株式会社じもとホールディングスの社外取締役に就任していることに伴い、株式会社東京証券取引所の定める社外役員の相互就任の関係に該当しておりますが、上記の理由により、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスにおける経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社経営の適正な運営に資する助言や指導を得ることにより、経営体制のさらなる強化、充実をはかるため、当社から就任を依頼しております。 　また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員として届出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

　会計監査人による監査結果は、監査実施報告書および監査報告書として監査役に報告、受領されております。
　会計監査人と監査役は、定期的あるいは必要に応じて随時意見交換をはかるなど、連携に努めております。
　また、監査役は、年度当初に会計監査人との間で会合を開き、監査計画等について説明を受け、中間時・年度決算時に監査結果等の報告を受けております。
　会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。
　平成26年度において会計監査業務を執行した公認会計士は、齋藤憲芳氏、佐藤森夫氏、小川高広氏の3名であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士12名、その他14名であります。
　当社と同監査法人または業務執行社員との間には、特別な利害関係はございません。
　監査役は、内部監査部門との会合により、監査計画や実施状況等について報告を受けるなどの連携をはかり、監査成果を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本　敏昭	他の会社の出身者													
稲垣　智則	他の会社の出身者													
山本　俊二	他の会社の出身者													
小野　浩一	弁護士			△										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　敏昭		―――	親会社東北電力株式会社や株式会社インテリジェント・コスモス研究機構における経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、当社から就任を依頼しております。
稲垣　智則		―――	親会社東北電力株式会社や東日本興業株式会社における経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、当社から就任を依頼しております。
山本　俊二		―――	親会社東北電力株式会社の常務取締役としての経営者の経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、当社から就任を依頼しております。
小野　浩一	○	平成13年9月21日仙台弁護士会登録 平成16年9月30日より木村・小野法律事務所　パートナー 平成26年3月21日より東二番丁通法律事務所　代表 現在に至る	法律の専門家としての経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、当社から就任を依頼しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として届出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として指定いたしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、当社の業績等を総合的に勘案の上決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に役員の報酬等の総額を記載しております。また、事業報告の「会社役員に関する事項」に役員の報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、人事労務部秘書グループが、社外監査役については、監査役室が補佐を行っております。
取締役会等における社外取締役との情報伝達体制につきましては、人事労務部秘書グループが事案・資料・議事録等を配布しており、取締役の業務執行上に必要な情報伝達を実施しております。事前説明の必要な案件については、執行側から事前に内容説明を実施しております。
監査役会等における社外監査役との情報伝達体制につきましては、監査役室担当者により、監査役業務執行上に必要な情報伝達の送付および説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は監査役設置会社形態を採用しております。
監査役は取締役会をはじめ、常務会（社長、副社長、専務取締役および常務取締役をもって構成し、原則として週1回、定期的に開催）など重要な会議に出席するとともに、取締役などからの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、主要事業所の業務および財産の状況の調査などを実施し、取締役の職務執行に関して調査を行っております。
なお、平成26年度の取締役会は、経営概況報告を含めて8回開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項を決定するとともに取締役の執行監視を行っております。
さらに、「営業本部」「電力本部」「情報通信本部」の3本部制により自立的な業務の展開をはかるとともに、経営企画部、経理部、業務監査部等から構成する間接部門についても、最高経営層を委員長とする委員会による調整・牽制等を実施しつつ、適正かつ効率的な業務プロセスの構築を推進しております。
（2）監査役の機能強化に関する取り組み状況
監査役監査については、監査役（5名）の過半数（4名）に社外監査役を選任しており、中立・公正な立場を保持しております。また、監査役に加え3名の専任スタッフにより監査を行っており、監査役は内部監査部門と緊密に連携することにより、監査成果を高めるよう努めております。
内部監査については、社長直属の業務監査部（専任スタッフ12名）が、考査計画に基づき業務処理適正化の推進および内部牽制の充実・強化をはかっております。業務考査による是正事項については、その都度関係箇所に改善処置を促しており、考査結果については、社長および常務会に定期的に報告しております。さらに、監査役にも考査結果を報告し、連携をはかっております。
その他の監査役の機能強化に関する事項については、前記「1. 機関構成・組織運営に関する事項」の【監査役関係】に記載しております。
（3）当社と取締役等との間における責任限定契約締結状況
当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営監視機能の客観性・中立性を確保するため、監査役設置会社形態を採用しており、監査役5名（うち社外監査役4名）による監査を行っているほか、取締役11名（うち社外取締役2名）による中立性の高い取締役会運営を行っております。
また、社外取締役は、この取締役会に参加し、客観的な立場から経営判断を行うことで取締役会の監督機能を充実させ、経営に対する監視、業務執行の適正さの保持、その他、取締役会に社外の有益な知見を取り入れております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定期限の2週間前より、さらに1週間程度早く発送しております。
その他	招集通知発送日の前日に、東京証券取引所および、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページアドレス http://www.yurtec.co.jp/ IR情報 業績報告（決算短信、有価証券報告書等、事業報告書） その他経営情報（中期経営計画、役員の異動等） 株式情報（株主メモ、配当金について、株式の状況）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員　常務取締役　庄司　正博 IR担当部署名　総務部	
その他	期末および第2四半期決算時、東北電力記者クラブにおいて、代表取締役等による決算説明を行っております。 アナリスト、機関投資家からの要請がある場合は、IR担当者による個別のIRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ユアテック企業行動指針」（平成27年4月改訂）において、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は平成13年に本社において、環境ISOの14001を認証取得しております。また、全社的な取組みとして、東北電力グループ環境行動計画に基づき、環境影響の低減と企業価値の向上に努めております。さらに、法令・企業倫理の遵守に加えて、街路灯の寄贈や地域清掃奉仕活動、地域スポーツ振興への貢献などのCSR（企業の社会的責任）活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ユアテック企業行動指針」（平成27年4月改訂）において「企業情報の開示」について、方針を規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方（基本方針）
(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。
取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受ける。また、取締役の職務の執行につき相互に監督する。
常務会を、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。
企業行動指針を策定し、取締役は本指針を率先垂範するとともに、自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理担当役員を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。
なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
内部監査部門を設置し、当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。
定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
当社経営に重大な影響を及ぼす各種の危機に対処し、危機の未然防止または危機が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。
自然災害に係るリスクについては、社内規程を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。
また、安全管理体制を確立するとともに、社員の安全意識を高め、労働災害の未然防止をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。
そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。
リスク管理の状況については、必要に応じて、常務会等を通じて取締役に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、常務会や社内会議体を活用する等、効率的な業務執行を行う。
代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。
a. 経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。
b. 業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。
c. 取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。
d. 内部監査部門は、効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人は、代表取締役ならびに業務を担当する取締役の指揮命令のもと、企業行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。
使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役の監督を受ける。
企業倫理委員会を設置し、企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件の調査を行い、企業倫理委員会へ定期的に報告等を行う。
内部監査部門は、使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(6)当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、グループ会社各社に対し、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。
b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社内規程を定め、グループ会社各社に対し、経営に関する重要な計画を策定させるとともに、主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け、各社におけるリスクについて把握する。
当社は、グループ会社各社に対し、事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について、指導・助言を実施する。
また、当社のグループ会社管理部門または関係各部門は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、常務会等に報告する。
c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ連絡会の開催等、企業グループ経営を推進する。
当社は、グループ会社各社に対し、業務執行にあたっては、社内会議体を活用する等効率的に行うとともに、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て業務執行を行うよう、適宜、指導・助言を実施する。
d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ会社各社に対し、企業行動指針を策定する等、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、適宜、指導・助言を実施する。
また、当社は、各社の企業倫理・法令遵守の状況について、適宜、把握するとともに、各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。
当社の企業倫理相談窓口は、グループ会社各社の取締役、監査役および使用人からの相談も受け付ける。また、相談案件の処理状況を企業倫理委員会に報告する。

e. その他当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
　内部監査部門は、グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し、主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。
f. 親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制
　当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な取引や異例な取引については取締役への決定手続きを行い、承認を得る。
　当社は、当社およびグループ会社各社における企業倫理・法令遵守およびリスク管理上重要な事項について、親会社へ報告または協議し、適切な対応に努める。
　当社は、親会社の内部監査部門の内部監査を受け入れ、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役を補助することを職務とする組織を設置し、専属の使用人を置く。

(8)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し、同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

(9)監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き、同組織に所属する使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議する。

(10)監査役への報告に関する体制
a. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
　取締役および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。
　取締役および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。
　また、企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。
b. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
　当社の取締役および使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査役に報告する。
　また、当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役、監査役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

(11)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。
　また、グループ会社各社に対し、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう、徹底する。

(12)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き、これに応ずる。

(13)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、取締役会のほか、常務会等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。
　代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。
　監査役の監査成果を高めるため、内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

2. 内部統制システムの整備状況
　諸規程の整備や、諸会議体・内部監査部門組織・監査役補助組織の設置等を行っており、上記基本方針を実行し、検証するためのシステムは整っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「企業行動指針」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況について
(1)当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、不当要求等には一切応じないこととし、担当や部署のみの対応とせず、組織として対応を行うこととしている。
　反社会的勢力への対応総括部署は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とする。

(2)各地域において、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力対策連絡協議会等各種暴力団排除組織や弁護士等外部専門機関との常日頃からの連携を通じ、有事の際の迅速・緊密な対応がはかられるよう関係の構築を行っている。

(3)反社会的勢力に関する情報について、対応箇所より当該箇所を管轄する部署を通じて総務部等関係部署に情報提供を行い、情報の共有化ならびに連携をはかっている。

(4)反社会的勢力に係る情報収集と共有化をさらにはかるとともに、不当要求等に対する対応マニュアルを充実するなどの整備をはかることとしている。

(5)反社会的勢力排除に関し、弁護士等に講師を依頼するなどの実践的な社内研修会を開催し対応力強化をはかっている。
　また、外部専門機関等の社外研修・講習会についても積極的に参加している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 会社情報の管理体制
当社は「内部者取引規制に関する取扱規程」を定め、投資判断に重要な影響を与える会社情報の管理と開示を適切に行うよう努めております。
・総務担当取締役を情報管理統括責任者に選任し、重要事実および適時開示情報を統括して管理しております。
・総務部長を東京証券取引所の定める情報取扱責任者、情報管理副統括責任者に選任し、情報管理統括責任者の補佐を行うとともに、適時開示全般に係る業務を行っております。
・本社室部長、支社長等を情報管理責任者に選任し、当社に係る情報および子会社に係る情報を把握し、必要に応じて、情報管理統括責任者および情報管理副統括責任者に報告を行うこととしております。

2. 会社情報の開示体制
総務部長を情報取扱責任者とし、情報管理責任者から報告を受けた会社情報について、有価証券上場規程に則り、速やかにTDnetを利用し開示します。
また、開示した情報は、報道機関への公表を行うとともに、当社ホームページに掲載するなど積極的な情報公開に努めております。

株式会社ユアテック

参 考 資 料

内部統制、コーポレート・ガバナンス 模式図

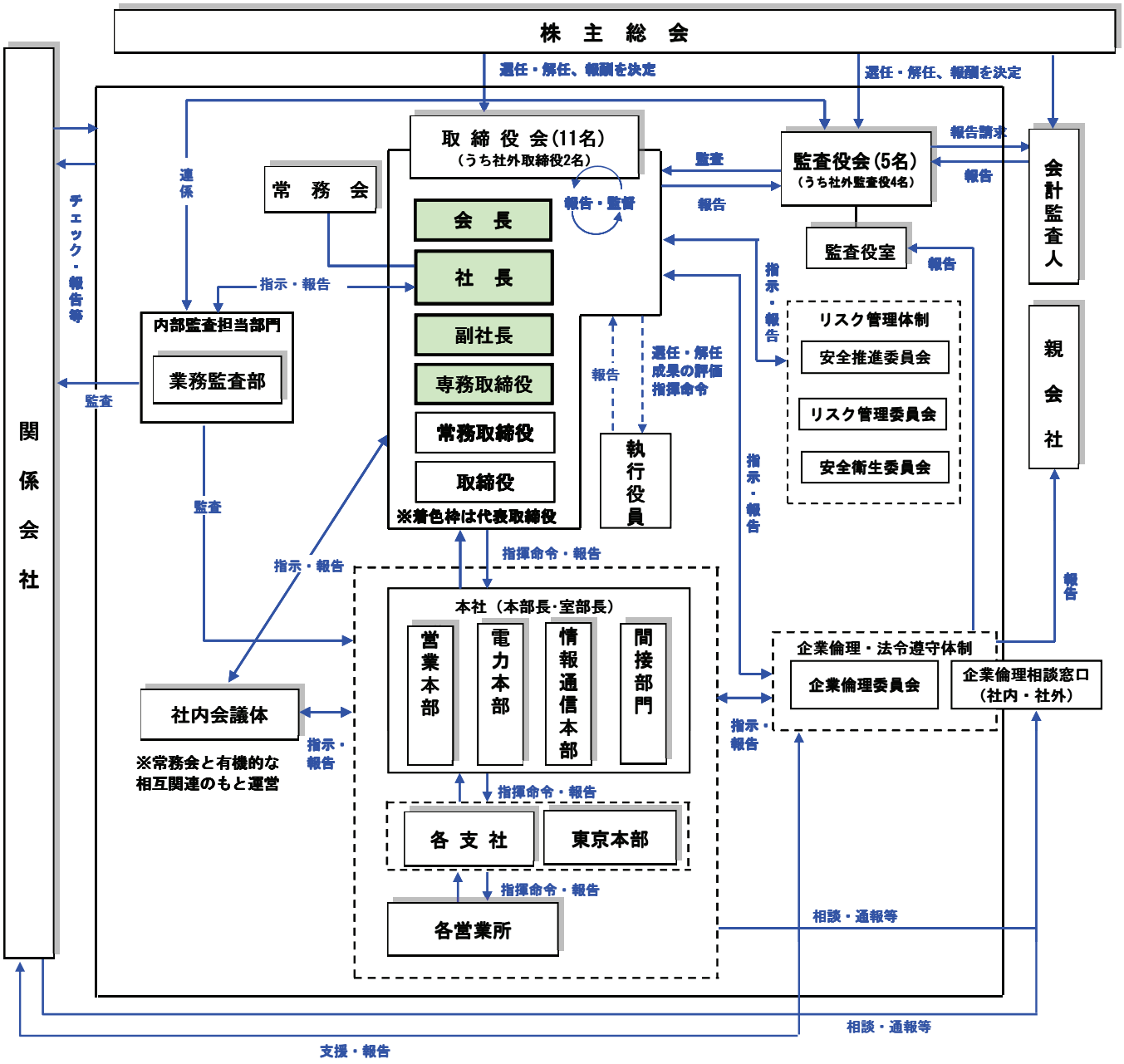

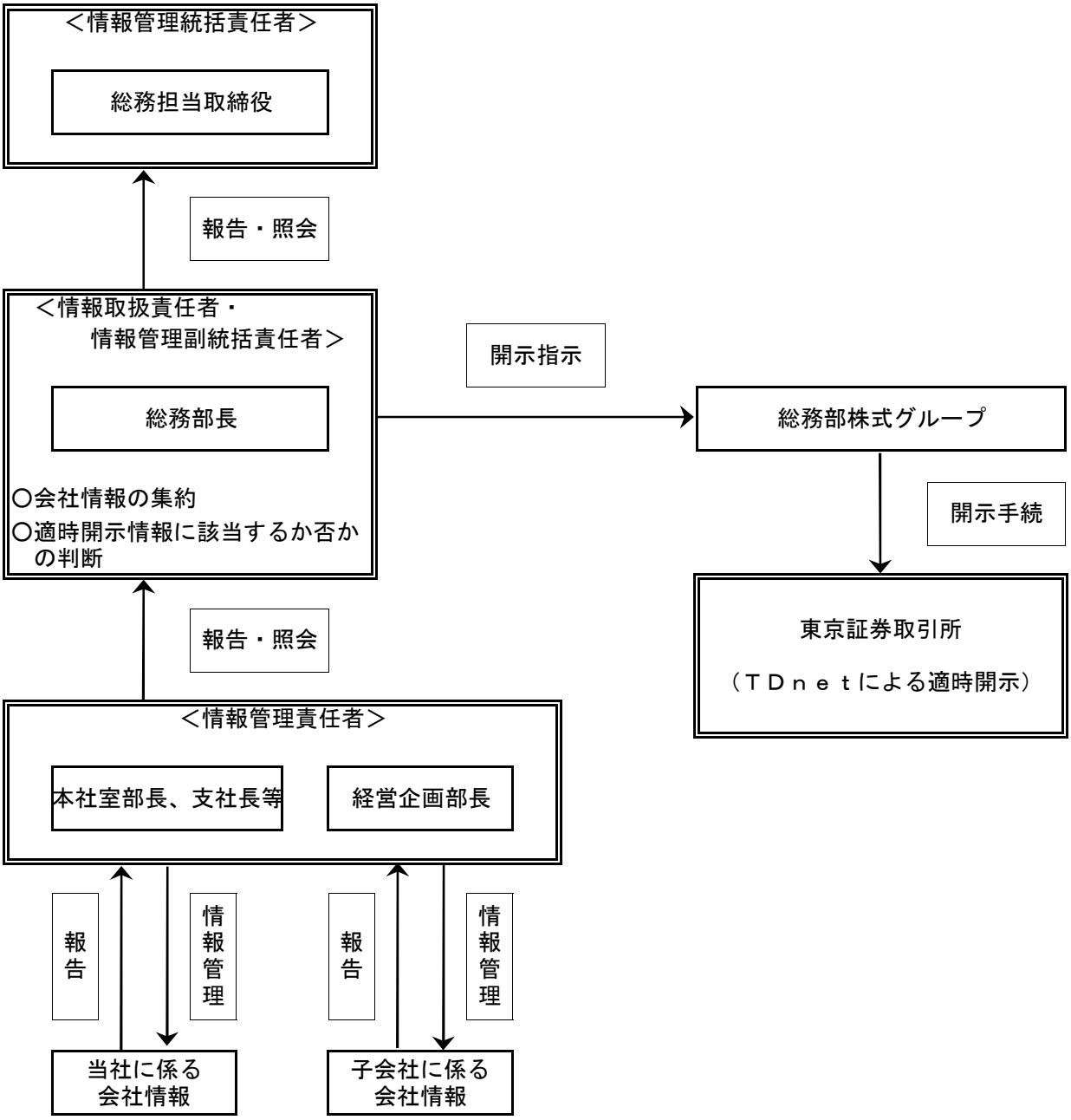
＜情報管理統括責任者＞
総務担当取締役
報告・照会
＜情報取扱責任者・
情報管理副統括責任者＞
総務部長
○会社情報の集約
○適時開示情報に該当するか否かの判断
開示指示
総務部株式グループ
開示手続
東京証券取引所
（ＴＤｎｅｔによる適時開示）
報告・照会
＜情報管理責任者＞
本社室部長、支社長等
経営企画部長
報告
情報管理
報告
情報管理
当社に係る
会社情報
子会社に係る
会社情報